

第7号議案

平成29年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

目次

説明書
記載頁

- 1 平成29年度長崎市介護保険事業特別会計総括表・P1
- 2 介護予防通所介護相当サービス事業費(4.1.1)・・・P2(P16～17)
- 【繰越明許費】
- 3 一般管理事務費(介護保険システム改修)(1.1.1)
・・・P5(P18～19)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
16~17	4 地域支援 事業費	1 介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	1 介護予防・ 生活支援サー ビス事業費	1-1	介護予防通所 介護相当サー ビス事業費	千円 70,884

1 補正理由

介護保険法の改正に伴い、平成29年度以降、要支援者への保険給付であった介護予防通所介護サービスが、地域支援事業の介護予防通所介護相当サービスとミニデイサービスへ移行した。

当初は、平成28年度末に介護予防通所介護を利用していた要支援者の約85%が相当サービスを利用すると見込んでいたが、これを上回る方が利用しており、予算の不足が見込まれるため、増額補正するもの。

2 内 訳

区 分	当初予算①	補正後②	増減②-①
利用回数 (回)	82,101	95,367	13,266
サービス単価 (円) ※	4,905	4,966	61
事業費負担金 (千円)	402,709	473,593	70,884

※週の利用回数で月利用単価が異なるほか、介護職員処遇改善加算その他加算の有無により、単価が異なる。

$$\text{補正額 } \textcircled{2} - \textcircled{1} = 70,884 \text{ 千円}$$

3 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金	その他※	一般財源
千円 70,884	千円 17,670	千円 8,835	千円 35,340	千円 9,039

※ 基金繰入金 15,550 千円
支払基金交付金 19,790 千円

これまで

平成29年
4月より

<保険給付費>

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 住宅改修・・・など

要支援1・2の方

訪問介護・通所介護

<保険給付費>

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 住宅改修・・・など

要支援1・2の方

<地域支援事業費>

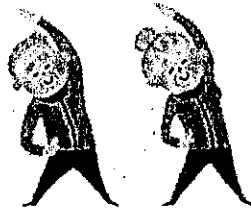
<地域支援事業費>

介護予防事業

- 生活機能の低下がみられる方への介護予防教室
- 元気な方向けの運動教室

介護予防が必要

元気な方など



介護予防・生活支援サービス(新しい総合事業)事業に移行

新しい総合事業

新

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント

事業対象者※

要支援1・2の方

一般介護予防事業

- 高齢者の方々が身近な会場で運動を学ぶ教室

65歳以上の全ての方

※事業対象者とは、基本チェックリストの結果、介護予防の必要性があると判断された方です

通所型サービス

	介護予防通所介護相 当サービス事業	ミニデイサービス事 業	住民主体型通所サービ ス事業	短期集中型通所サー ビス事業
サービス 内容	○身体機能維持・向上 機能訓練、日常生活の 支援(入浴 食事)、口 腔機能向上、栄養改善	○生活機能維持・向上 機能訓練(入浴、食事 はオプション)	○住民主体に高齢者ふ れあいサロン 体操、小物づくり、茶話会、 レクリエーション	○生活機能改善のた めの運動・認知機能向 上プログラム
対象者	○現サービス利用者 で継続が必要なかた ○介助が必要なかた 【例】心臓、呼吸疾患 等、認知症、人工肛門、 退院直後など	○通いの場へ送迎が 必要なかた ○閉じこもり(通院の み等) ○短期集中後継続が 必要	○要支援者、虚弱なかた を中心とした一般高齢 者を含むかた ○自力で身近な場に行 けるかた	○運動・認知機能につ いて短期集中的に改 善が必要なかた 3～6 か月の短期間・ 24回を限度
利用 回数	1～2回/週	1～2回/週	原則1回/週	1回/週
送迎 有無	送迎あり	送迎あり	送迎なし	送迎あり
提供 時間	1回3時間以上	1回半日(3～5時間)	1回2時間程度	1回1時間30分～2時 間程度
提供者	通所介護事業者	通所介護事業者	住民(サロンサポータ ー)	通所介護・通所リハの 事業者委託
指定	事業者指定(6年更 新)	事業者指定(6年更 新)		
ケア マネ	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC	ケアマネジメントA
延利用 回数 当初承 算見込 (※1) 実績見 込み (※2)	○当初見込: 82,101回 (約85%) ○実績見込: 95,367回 (約94%)	○当初見込: 14,488回 (約15%) ○実績見込: 6,052回 (約6%)		

※1 平成29年度当初予算に係る該当サービスの利用見込回数から得た割合

※2 平成29年11月末までの審査実績を基に試算する平成29年度末の該当サービスの利用見込回数から得た割合

【繰越明許費】

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

(予算説明書 18 ～19 ページ)

事業名	金額		財源内訳			
			国庫	県費	その他	一般財源
	予算現額	千円	千円	千円	千円	千円
一般管理事務費 (介護保険システム改修)		44,304	0	0	0	44,304
	支出予定額	34,350	0	0	0	34,350
	繰越明許額	9,954	0	0	0	9,954

1 繰越の理由

国における介護保険法改正に伴う制度見直しが遅れたことにより、介護保険システム改修が年度内に完了しない見込みであることから、当該改修費の全額を繰り越すもの。

2 主な制度改正内容

- (1) 高額介護サービス費の見直し(自己負担限度額)
- (2) 調整交付金における年齢区分の細分化
- (3) 更新認定有効期間の上限の延長
- (4) 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し
- (5) 介護報酬改定(処遇改善加算含む)
- (6) ケアマネジャーに対する指導権限の委譲

3 繰越事業内訳

項目	繰越明許額
	千円
介護保険システム制度改正対応(平成30年4月施行分)	9,954